

貝田速報 & 解説

2023

薄利企業の税金優遇政策の延長について

3月28日



DELIVER THE LATEST INFORMATION

最新な財税情報、政策
専門的な事例解説



貝田財務諮詢(上海)有限公司

KAIDA FINANCIAL CONSULTING (SHANGHAI) CO.,LTD.

住所: 上海市徐匯区宜山路 425 号光启城 410 室

TEL: 86-21-6083-9925

メールアドレス: kaida_office@kaida.sh.cn

HP: <http://www.kaida.com.cn>

财政部 税务总局
关于小微企业和个体工商户所得税优惠政策的公告
财政部 税务总局公告 2023 年第 6 号

为支持小微企业和个体工商户发展，现将有关税收政策公告如下：

一、对小型微利企业年应纳税所得额不超过 100 万元的部分，减按 25% 计入应纳税所得额，按 20% 的税率缴纳企业所得税。

二、对个体工商户年应纳税所得额不超过 100 万元的部分，在现行优惠政策基础上，减半征收个人所得税。

三、本公告所称小型微利企业，是指从事国家非限制和禁止行业，且同时符合年度应纳税所得额不超过 300 万元、从业人数不超过 300 人、资产总额不超过 5000 万元等三个条件的企业。

从业人数，包括与企业建立劳动关系的职工人数和企业接受的劳务派遣用工人数。所称从业人数和资产总额指标，应按企业全年的季度平均值确定。具体计算公式如下：

$$\text{季度平均值} = (\text{季初值} + \text{季末值}) \div 2$$

$$\text{全年季度平均值} = \text{全年各季度平均值之和} \div 4$$

年度中间开业或者终止经营活动的，以其实际经营期作为一个纳税年度确定上述相关指标。

四、本公告执行期限为 2023 年 1 月 1 日至 2024 年 12 月 31 日。

特此公告。

财政部
税务总局
2023 年 3 月 26 日

小型薄利企業と個人事業主の所得税優遇政策に関する公告

財政部 税務総局公告 2023 年第 6 号

薄利企業と個人事業主の発展を支援するため、現在、税收政策を以下のように公告する。

一、小型薄利企業の年間課税所得額が **100 万円を超えない部分**については、**25%で減算して課税所得額に計上し、20%の税率で企業所得税を納付する。**

二、個人事業主の年間課税所得額が 100 万円を超えない部分については、現行の優遇政策に基づいて、個人所得税を半減して徴収する。

三、本公告による小型薄利企業とは、国の非制限と禁止業界に従事し、同時に年度課税所得額が 300 万円を超えない、従業員数が 300 人を超えない、資産総額が 5000 万円を超えないなどの 3 つの条件に合致する企業を指す。

従業員数は、企業と労働関係を締結した従業員数と、企業が受け入れた劳务派遣用労働者数を含む。従業員数と資産総額の指標は、企業の年間四半期平均値に基づいて確定しなければならない。具体的な計算式は次のとおりです。

$$\text{四半期の平均値} = (\text{四半期初値} + \text{四半期の期末値}) \div 2$$

$$\text{年間四半期の平均値} = \text{年間各四半期の平均の合計} \div 4$$

年度中間に開業または経営活動を終了した場合、その実際の経営期間を納税年度として上記の関連指標を確定する。

四、本公告の執行期限は **2023 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで**である。

小型薄利企業の企業所得税優遇政策

課税所得額	100 万元以下	100 万元～300 万元	300 万元以上
減少比率	25%	25%	25%
適用税率	20%	20%	
実際の税負担率	5%	5%	
有効期限	2023 年 1 月 1 日 2024 年 12 月 31 日	2022 年 1 月 1 日 2024 年 12 月 31 日	



Important!

2022 年度个人所得税手续费退付申请将于 3 月 30 日截止

退付比例

根据《中华人民共和国个人所得税法》《国家税务总局关于发布《个人所得税扣缴申报管理办法（试行）》的公告》（国家税务总局公告2018年第61号）的有关规定，对扣缴义务人按照规定扣缴的税款，**按年付给2%的手续费**。不包括税务机关、司法机关等查补或者责令补扣的税款。

截止时间

根据《财政部 税务总局 人民银行关于进一步加强代扣代收代征税款手续费管理的通知》（财行〔2019〕11号）第四条规定，“三代”税款手续费按年据实清算。代扣、代收扣缴义务人和代征人应于**每年3月30日前**，向税务机关提交上一年度“三代”税款手续费申请相关资料，因“三代”单位或个人自身原因，未及时提交申请的，视为自动放弃上一年度“三代”税款手续费。

2022 年度个人所得税手续费退付の申請は 3 月 30 日まで

還付率

『中華人民共和国個人所得税法』『国家稅務總局的『個人所得稅源泉徵收申告管理方法（試行）』の公告』（国家稅務總局公告 2018 年第 61 号）の関連規定に基づき、源泉徵收義務者が規定に従って源泉徵收した税金に対して、2%の手数料を還付する。稅務機關、司法機關などが追徴したり、追徴を命じたりする税金は含まれていない。

申請締切日

『財政部稅務總局人民銀行の源泉徵收代行金手数料管理のさらなる強化に関する通知』（財行〔2019〕11号）第4条の規定によると、「三代」税金手数料は年ごとに事実に基づいて清算する。代引き、代引き源泉徵收義務者と代徵收人は毎年3月30日までに、稅務機關に前年度の「三代」税金手数料申請に関する資料を提出しなければならない。「三代」単位または個人自身の原因で、適時に申請を提出していない場合、前年度の「三代」税金手数料を自動的に放棄したものと見なす。

